

O E C D 外国公務員贈賄防止条約 における対日審査への対応等

令和 7 年 1 0 月

経済産業省知的財産政策室

OECD対日審査と経済産業省での取組

- OECD外国公務員贈賄防止条約（12条）に基づき、締約国の条約の履行状況を定期的に審査。

対日審査

第1期審査

条約締結国の実施法の整合性

第2期審査

実施法の運用状況（実効性）

第3期審査

執行面に重点

第4期審査

捜査・執行・法人責任に重点

第5期審査開始（予定）

1998

1999

2001

2004

2005

2006

2011

2019

2023

2024

2028

経済産業省での取組 （不正競争防止法改正）

外国公務員贈賄罪創設

- 外国公務員贈賄罪の定義の変更と適用除外の削除
- 公的な企業の定義拡大

属人主義の導入

自然人の制裁引上げ
（結果として、時効期間が延長）

法人の時効期間に関する規律の導入
（結果として、法人の時効期間が延長）

- 自然人の制裁引上げ
（5年・500万円→10年・3,000万円）
- 法人の制裁引上げ（3億円→10億円）
（結果として、自然人・法人の時効期間が延長 5年→7年）
- 日本企業の外国人従業員の国外犯処罰規定の導入

令和5年改正法施行

OECD優先勧告（第4期審査・2019年）

仮訳

1. 自然人への制裁

勧告12(a):

12. 制裁及び没収について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

a. 外国公務員贈賄で有罪となった自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定すること。

2. 法人への制裁

勧告15(a):

15. 法人への制裁について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

a. 大規模な汚職事案においても、課される罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、法定刑の上限を引き上げること、又はより高い罰金を科することができる他の根拠（例えば贈賄額や取得した不法利益額）を提供すること。

3. 公訴時効

勧告7(c):

7. 外国公務員贈賄の捜査及び訴追について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

c. 外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること、又は同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効を停止する手段を導入すること。

4. 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）

勧告14(b):

14. 法人の法的責任について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

b. 海外で活動する日本企業による賄賂が日本人以外の従業員によって支払われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対する国籍に基づく管轄権を有することを確保するため、日本が早急に法制を見直すこと。

OECD優先勧告（第4期審査・2019年）

原文

1. 自然人への制裁

12(a):

12. Regarding sanctions and confiscation, the Working Group recommend that Japan:

a. Enact legislation to substantially increase the statutory maximum fine for natural persons convicted of foreign bribery.

2. 法人への制裁

15(a):

15. Regarding sanctions for legal persons, the Working Group recommend that Japan:

a. Raise the statutory maximum, or provide alternative grounds to impose higher fines, for example the amount of the bribe given or the unlawful benefit obtained, that can be imposed to ensure that the fine imposed will be effective, proportionate and dissuasive even in large-scale corruption cases.

3. 公訴時効

7(c):

7. Regarding the investigation and prosecution of foreign bribery, the Working Group recommend that Japan:

c. Take urgent steps to further extend the statute of limitations for the foreign bribery offence to an appropriate period to ensure the effective prosecution of the foreign bribery offence or to introduce the possibility to suspend the limitation period during the investigation with the aim of achieving the same goal.

4. 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）

14(b):

14. Regarding corporate liability, the Working Group recommend that Japan:

b. Urgently review its legislation to ensure that Japan has nationality jurisdiction over foreign bribery offences including when bribes by Japanese companies operating abroad are paid by non-Japanese employees.

令和5年不正競争防止法改正（令和6年4月施行）

- 諸外国の制度及び他の国内経済犯罪とのバランスを考慮しながら、**自然人・法人の法定刑（罰金上限額・拘禁刑の長期）を上げ**。
- 日本企業の外国人従業員が国外で単独で贈賄を行った場合に、当該外国人従業員を処罰し得る規定を創設。

自然人の罰金上限額・拘禁刑

¥ 500万円以下

📄 5年以下



¥ **3,000万円**以下
※日本の刑事法制での最高額

📄 **10年**以下
※日本の経済犯罪の最長期間

※時効は5年から7年に（刑事訴訟法）

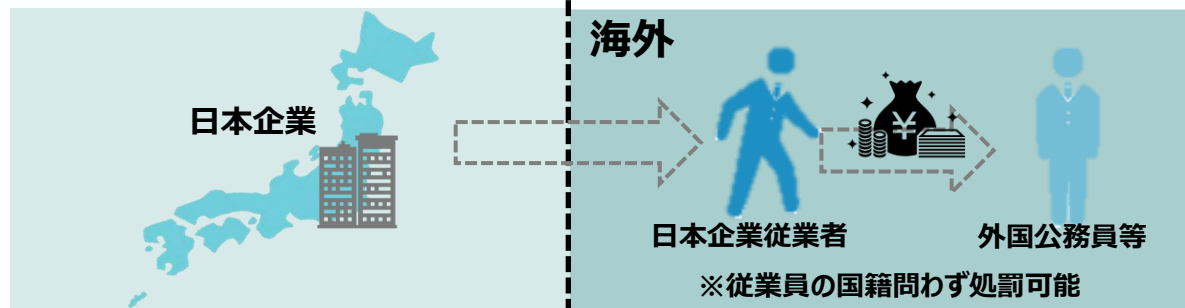
法人の罰金上限額

¥ 3億円以下



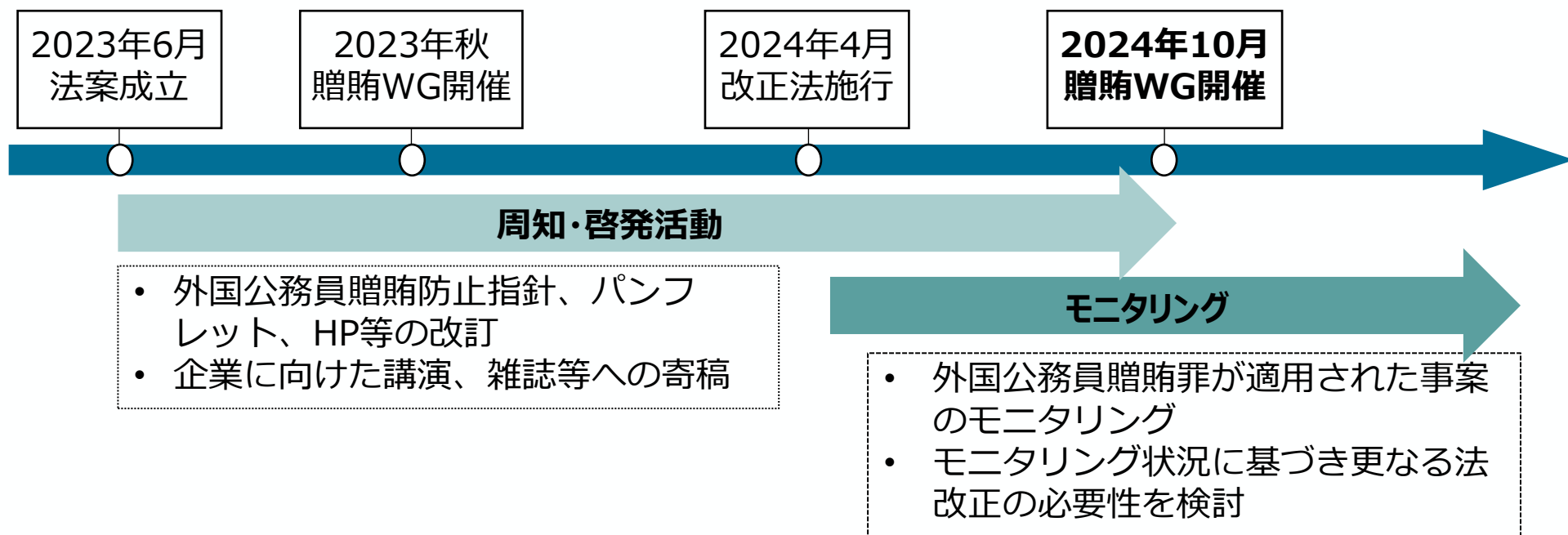
¥ **10億円**以下
※日本の刑事法制での最高額

海外単独贈賄行為の処罰対象の拡大



OECD贈賄作業部会への報告（2023年12月会合）

- 優先勧告を踏まえた、**不正競争防止法の改正**について報告。
- 今後の日本の取組として、周知・啓発活動の実施、改正法施行後の**事案のモニタリング**を含むロードマップ、及び**更なる法改正の必要性の議論を開始する際の考慮要素**を提示。



OECD贈賄作業部会への報告（2024年12月会合）

- 2023年12月会合で示したロードマップに沿った以下の活動について報告
 - ✓ 外国公務員贈賄防止指針・指針のてびき・パンフレットの改訂
 - ✓ 外国公務員贈賄防止に関する説明会等の周知・啓発活動
 - ✓ 事案のモニタリング状況
 - ✓ 外国公務員贈賄に関するワーキンググループでの検討内容

他国・OECD贈賄作業部会事務局からの評価・コメント

- 経済産業省による周知・啓発活動や、外国公務員贈賄に関するワーキンググループによる継続的なモニタリングを歓迎
- 2025年12月会合において、ロードマップに沿った継続的な取組の状況や、執行状況について報告することを求める

事案のモニタリング

- 令和5年改正法施行（令和6年4月）以降、外国公務員贈賄罪の適用事例は**0件**。
- 日本国内だけでなく、**諸外国の法令に基づき日本企業やその従業者に制裁が科された事案**についても、同様の観点でモニタリングを実施するが、改正法施行後、**現時点（令和7年9月時点）において把握事案なし**。

モニタリング項目	令和5年改正法施行後
自然人・法人に科された罰金	—
自然人・法人に科された没収	—
外国公務員に対して支払われた賄賂額	—
贈賄により得られた不正の利益	—
贈賄に関与した者	—
贈賄の行為地	—
訴追時における時効の経過期間	—
時効完成を理由に不起訴処分とした事案の件数	0件

法改正の必要性の議論を開始する際の考慮要素

(i) 罰金刑について

- ① 自然人・法人に対して、不競法の**法定刑の上限額**（自然人3,000万円、法人10億円）又はこれに近い額の刑が科されている**事案の蓄積**
- ② **贈賄により得られた不正の利益や外国公務員に支払われた賄賂額に比して、日本の法制で科される罰金及び没収の額が低廉であり、犯罪抑止の観点から効果が低いといえる事案の蓄積**
- ③ ①又は②に対応する事案に加えて、**他国の法令に基づき日本企業や日本人が処罰された事案において、科された罰金・制裁金、不正利益、支払われた賄賂額が、日本の罰金刑の上限よりも高額であり、日本の法定刑が、犯罪抑止の観点から効果が低いと考えられる場合**
- ④ **他の条約加盟国の大多数における法定刑の水準が日本の改正法の法定刑の水準を大きく上回り、かつ、国内の経済犯罪に係る法律において、自然人・法人に対する罰金刑の上限額が、それぞれ3,000万円、10億円を超える額に引き上げられる改正が行われた場合**

⇒①～③について、現時点では適用事例が0件。

④について、現時点では条約加盟国の大多数や他の国内経済犯罪において、罰金上限額の引き上げが行われている状況にはない。

(ii) 公訴時効期間について

時効完成を理由に不起訴処分とされた事案が多数あり、公訴時効期間が7年であることが、我が国における外国公務員贈賄罪の訴追の障壁になっていると認められる場合

⇒現時点で、時効完成を理由として不起訴処分をされた事案は0件。

御議論いただきたい事項

- 事案のモニタリングに関しては、令和5年改正法施行（令和6年4月）以降、**外国公務員贈賄罪の適用事例は0件**、諸外国の法令に基づき**日本企業やその従業者に制裁が科された事案についても把握事案がない**。
- 事案のモニタリングを踏まえた、法改正の必要性の議論を開始する際の考慮要素については、**事案の蓄積がなく、条約加盟国の大多数や他の国内経済犯罪において、罰金上限額の引き上げが行われている状況にない**。引き続き事案の蓄積を待つとともに、諸外国及び国内経済犯罪における制度改正等の動向について注視をしていく必要があるのではないかと。
- 上記、事案のモニタリング及び法改正の必要性の議論を開始する際の考慮要素に係る状況を踏まえ、現時点において、**更なる法改正の必要性の議論を開始する必要があるかどうかについて御議論いただきたい**。

參考資料

外国公務員贈賄罪：主要国の自然人に対する法定刑

(第1回WG資料より)

	日本	アメリカ※1	イギリス※2	ドイツ※3	韓国※4	オーストラリア	フランス※6
							
法律	不正競争防止法	海外腐敗行為防止法 (FCPA)、刑法	贈収賄防止法 (UKBA)	刑法	国際商取引における外国公務員に対する賄賂防止法 (FBPA)	刑法典 (CCA1995)	刑法
自然人	罰金額 500万円以下 ↓ 3,000万円以下	25万ドル以下 (25万ドル=約3,300万円)	上限なし	(i)1,080万ユーロ以下 (ii)1,080万ユーロ以下 ↓ (iii)罰金なし (1,080万ユーロ=約15.2億円)	5,000万ウォン以下 (5,000万ウォン=約550万円)	210万豪ドル以下 (210万豪ドル=約2億円)	100万ユーロ以下 (100万ユーロ=約1.4億円)
スライド制	—	違反によって得た不正な利益又は損失の2倍以下	—	—	得られた金銭的利益が1,000万ウォンを超える場合、 その利益の額 (金銭的利益が贈賄額より少ないか計算できない場合は 贈賄額) の2~5倍 (1,000万ウォン=約110万円)	—	犯罪収益の2倍以下
拘禁刑	5年以下 ↓ 10年以下	5年以下	10年以下	(i) 2年以下 (ii) 3月以上5年以下 (iii)1年以上10年以下	5年以下	10年以下	10年以下

※1 A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Actを基に作成

※2 第3期対英審査報告書を基に作成

※3 第4期対独審査報告書を基に作成、(i)「深刻でない」(“less serious”)事案、(ii)「深刻な」(“serious”)事案、(iii)「特に深刻な」(“especially serious”)事案

※4 第4期対韓審査報告書及び第4期フォローアップ審査報告書を基に作成

※5 第4期対豪審査報告書を基に作成

※6 第4期対仏審査報告書を基に作成

なお、133円/米ドル、141円/ユーロ、0.11円/ウォン、95円/豪ドルとして換算

外国公務員贈賄罪：主要国の法人に対する法定刑

(第1回WG資料より)

	日本	アメリカ※1	イギリス※2	ドイツ※3	韓国※4	オーストラリア※5	フランス※6
							
法律	不正競争防止法	海外腐敗行為防止法 (FCPA)、刑法	贈収賄防止法 (UKBA)	秩序違反法	国際商取引における外国公務員に対する賄賂防止法 (FBPA)	刑法典 (CCA1995)	刑法
法人 罰金額・過料	3億円以下 ↓ 10億円以下	200万ドル以下 (200万ドル=約2億6,600万円)	<u>上限なし</u>	故意である場合 <u>1,000万ユーロ</u> 以下 (1,000万ユーロ=約14.1億円) なお、過失の場合、500万ユーロ以下(過料)	10億ウォン以下 (10億ウォン=約1.1億円)	<u>2,100万豪ドル</u> 以下 (2,100万豪ドル=約20億円)	<u>500万ユーロ</u> 以下 (500万ユーロ=約7億500万円) なお、再犯の場合、1000万ユーロ以下
スライド制	—	<u>違反によって生じた不正な利益又は損失の2倍</u> 以下	—	—	得られた金銭的利益が5億ウォンを超える場合、 <u>その利益の額</u> (金銭的利益が贈賄額より少ないか計算できない場合は <u>贈賄額</u>)の <u>2~5倍</u> (5億ウォン=約5,500万円)	<u>法人およびその関連法人が直接的または間接的に得た利益</u> のうち、犯罪を構成する行為に合理的に起因するものの価値を裁判所が判断できる場合、 <u>その利益の価値の3倍</u> 以下 裁判所が価値を判断できない場合、 <u>法人の年間売上高の10%</u> 以下	<u>犯罪収益の10倍</u> 以下

なお、133円/米ドル、141円/ユーロ、0.11円/ウォン、95円/豪ドルとして換算

※1 A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Actと18 U.S. Code § 3571を基に作成

※2 第3期対英審査報告書を基に作成

※3 第4期対独審査報告書を基に作成

※4 第4期対韓審査報告書及び第4期フォローアップ審査報告書を基に作成

※5 第4期対豪審査報告書を基に作成

※6 第4期対仏審査報告書を基に作成

外国公務員贈賄罪の適用事例

- 不正競争防止法の外国公務員贈賄罪が適用された事例は **12件**
- そのうち、法人両罰が適用された事例は **4件**
- 令和5年改正法施行（令和6年4月）以降の適用事例は **0件**（令和7年9月時点）

赤字は、最も重い罰則（罰金刑、懲役刑）を科されたもの

	事件概要	判決日	利益供与（約束）額	制裁等
1	フィリピン公務員に対する不正利益供与	2007/3	ゴルフクラブセット（約80万円相当）	被告人2名に、50万円、20万円の罰金（※平成17年改正前）
2	ベトナム公務員に対する不正利益供与	2009/1 2009/3	約6,400万円相当の外貨 約2,600万円相当の外貨	- 被告人4名に、懲役2年6月、懲役2年、懲役1年8月、懲役1年6月（それぞれ執行猶予3年） 法人処罰：被告会社に7,000万円の罰金
3	中国の地方政府幹部に対する不正利益供与	2013/10	約42万円相当の外貨 女性用バッグ（約14万円相当）	50万円の罰金
4	インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンにおける日本の円借款事業を巡る不正利益供与	2015/2	尼：計約2,000万円相当の外貨及び日本円 越：約7,000万円 ウズベキスタン：約5,477万円相当の外貨	- 被告人3名に、懲役3年（執行猶予4年）、懲役2年6月（執行猶予3年）、懲役2年（執行猶予3年） 法人処罰：被告会社に9,000万円の罰金
5	タイ公務員に対する不正利益供与	2019/3 2022/5	約3,993万円相当の外貨	被告人2名に、懲役1年6月（執行猶予3年）、被告人1名に、懲役1年4月（執行猶予3年）

外国公務員贈賄罪の適用事例

赤字は、最も重い罰則（罰金刑、懲役刑）を科されたもの

	事件概要	判決日	利益供与（約束）額	制裁等
6	在福岡ベトナム総領事館領事に対する不正利益供与	2019/12	計15万円	50万円の罰金
7	ベトナム税関職員に対する不正利益供与	2020/1	約735万円相当の外貨	100万円の罰金
8	在大阪ベトナム総領事館領事に対する不正利益供与及び約束	2020/6	10万円の供与及び10万円の約束	50万円の罰金
9	在大阪ベトナム総領事館領事に対する不正利益供与の約束	2020/7	計14万円の約束	50万円の罰金
10	ベトナム公務員に対する不正利益供与	2022/8	約39万円相当の外貨 約329万円相当の外貨	被告人3名に、100万円、70万円、40万円の罰金
11	在京大使館職員に対する不正利益供与	2022/8	8万円	- 被告人2名に、各30万円の罰金 法人処罰：被告会社に30万円の罰金
12	ベトナム税関局・税務局職員に対する不正利益供与	2022/11	約980万円相当の外貨 約1,380万円相当の外貨	- 被告人3名に、懲役1年6月、懲役1年6月、懲役1年（それぞれ執行猶予3年） 法人処罰：被告会社に2,500万円の罰金

出典：「外国公務員贈賄防止指針（令和6年2月改訂版）」を基に作成

1 公益通報者保護法とは

勤め先の法令違反を認識した労働者等が、どこへどのような内容の通報を行えば、公益通報として、通報を理由とする解雇等の不利益な取扱いから保護されるかを明確化し、公益通報者の保護と国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図ることを目的とした法律。

2 公益通報とは

労働者・派遣労働者・退職者・役員・**フリーランス**等が不正の目的でなく勤務先や取引先における対象法律※1の刑事罰・過料の対象となる不正行為を通報すること

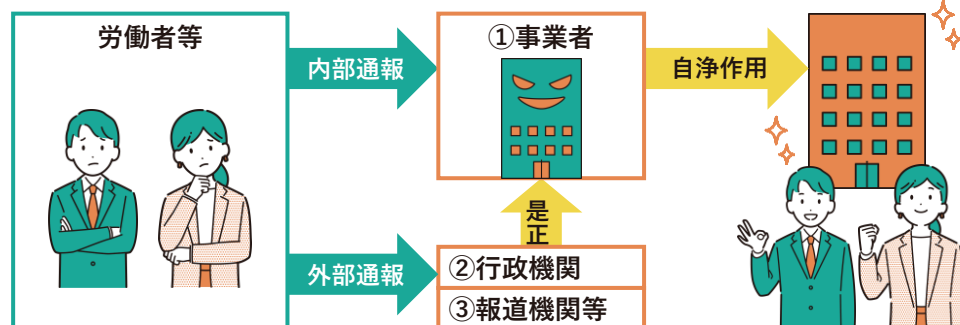
※1：国民の生命、身体、財産等の保護に関する法令（約500本）が対象

3 公益通報者の保護の内容

- 公益通報を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止（公益通報を理由として労働者を解雇・懲戒をした者及び法人に対する刑事罰（個人：6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金、法人：3,000万円以下の罰金））
- 公益通報を理由とする事業者の損害賠償請求の制限
- 公益通報から1年以内の解雇・懲戒は公益通報を理由とするものと推定する（立証責任の転換）

4 通報先と保護の条件

- ① 事業者（内部通報） 国・地方公共団体も含む
不正があると思料すること
- ② 行政機関
不正があると思料するに足りる相当の理由があること（例：目撃した又は証拠がある場合）又は不正があると思料し、氏名等を記載した書面を提出すること
- ③ 報道機関等
通報対象事実の発生・被害の拡大を防止するために必要であると認められる者
不正があると思料するに足りる相当の理由があること及び次のような事由があること（例：内部通報では不利益な取扱いを受けると信ずる相当な理由、生命・身体への危害や財産に多額の損害が発生すると信ずる相当な理由 等）



5 事業者の体制整備義務

- 常時使用する労働者の数が300人超の事業者※2に対し、以下を義務付け
① 内部通報の受付・調査等の業務を担う従事者の指定
② 内部通報窓口の設置や内部規程の策定等、公益通報に適切に対応するための体制整備、**労働者等に対する周知** 等
- 従事者に対し、内部通報者を特定させる情報の守秘を義務付け（違反した場合には30万円以下の罰金）

※2：事業者には国・地方公共団体を含む。300人以下の事業者は努力義務

6 消費者庁の行政措置

- 従事者指定義務違反のある事業者には、報告徴収・**立入検査**、助言・指導、勧告、勧告に従わない場合の**命令**、**命令をした場合の公表**
- 上記事業者の**虚偽報告・報告懈怠**、**検査の拒否**、**命令違反には罰金**
- 従事者指定義務以外の体制整備について、事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告、勧告に従わない場合の公表

7 その他禁止事項

- 事業者が、**正当な理由なく公益通報を妨害する行為の禁止**
- 事業者が、**正当な理由なく公益通報者を探索する行為の禁止**

【国外の取組】 Country Monitoring Dashboard

- 2025年7月、OECDは、OECD贈賄防止条約および関連する文書の評価において、各国がどの段階にあるかを示すパイロットツールであるCountry Monitoring Dashboardを公開した。フェーズ評価報告書の結果として、特定の側面に関する条約の実施が不十分な場合に、追加のモニタリング措置の対象となっている国を示す。OECD贈賄作業部会の本会議が開催されるたびに更新される。

